

# マイセルフ

自分らしく

## 特集 今 考えよう！ 女性と暴力

DVやデートDVをどう考えたらよいか。遠藤智子さん

「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。



2011 APR.

- 行動計画推進会議経過報告
- 男女共同参画センターからのお知らせ

VOL. **36**

# DVやデートDVを どう考えたらよいか

「暴力は身近にある」と知ってください。

近年、表面化、深刻化しているDVやデートDVのこと、自分や周りで起きた時どう考えたらよいか、NPO法人全国女性シェルターネットワーク事務局長 遠藤智子さんに伺いました。

## 遠藤智子プロフィール

NPO法人フェミニストカウンセリング東京理事。1999年から、DV被害当事者支援民間団体である「多摩でDVを考える会」の活動に参加。2003年のDV法第1次改正時期から、NPO法人全国女性シェルターネットワークの事務局長として活動し今日に至る。DV法第1次改正の記録である『女性たちが変えたDV法』（新水社刊）や『デートDV』（KKベストセラーズ）を執筆・編集。

DV※1やデートDV（婚姻関係未満のDV）について考えるには、いくつかの視点があります。被害に遭った方をサポートする立場からは「当事者をどう支えればよいか」を日夜考えていますし、警察などの立場では、加害者からどう被害者を守るかでしょうし、男女平等参画を進めるセンターなどでは、「どう意識啓発をするか」に取り組んでいるでしょう。

この冊子を手にとられた「あなた」は（DV被害者支援に関わっていないとしたら）、多分「DVについて知りたい」と考えておられる、言ってみれば「ビギナー」の方でしょう。私は、そんな皆さんにぜひ尋ねてみたいことがあります。

### あなたは どうしますか？

「DV被害に遭ったらどうすればいいか」ご存知ですか？働いている女性が出産して働き続けるためには「保育園」に子どもを預けます。「年金」の手続きには社会保障事務所や区役所の年金課に行きます。では、あなたの「娘が夫から殴られていたら」どこに相談に行きますか？あなたの「友だちが彼から暴力を受け、別れると言ったらストーリーカーをされている」としたら、誰に相談すればいいでしょうか？↓まずは相談P6下段

即答できる方は、まださほど多くはありません。

DVは殺人につながることもある生命の問題だというのに、なぜ被害者を守る制度は知られていないのでしょうか。「多くの人がDVの実態を知らない」からなのでしょうか？

### DV被害の実態を知ってください

確かに、被害実態が広く知られていないのは大きな課題です。DV被害当事者支援に関わっていると「DVなんて特別なケースでしょ？」「普通、殴られたら逃げますよね。逃げないのなら、暴力とは言えないのでは？」「好きで結婚したんだから、他人が介入するのはおかしいのでは？」などと質問されて、びっくりすることがあります。現在の日本では1年間に7万件以上の相談があり、1万2千人もの女性や子どもが夫やパートナーの暴力から逃れてシェルター（一時的に避難する場所）を利用しています。DVによって妻が夫に殺害される事例もおよそ3日に1件起きています。内閣府の昨年度の「男女間における暴力に関する調査」によれば、DVを何度も体験したことがある人は、パートナーのいる20歳以上の女性の10・8%です。10人に1人くらいが、日常的に夫や恋人からの暴力を体験したことになります。一度でも体験したことがある人とあわせると、約3人に

1人になります。決して少ない数字ではないのです。でも、「あなた」は、知人などが「DVに遭った」と聞いたことがありませんか？あまり経験がないのではないのでしょうか。なぜなら、DV被害を受けている当事者は「相談しない（できない）」で耐えていることが多いからです。誰にも相談しなかった女性は53%（同調査）もいます。

調査結果から言えば、「あなた」の知り合いに100人の女性がいたら、30人はDV被害体験があり、そのうち15人くらいは誰かに相談しており、更にその中の5人は親族や友人に相談しますから、100人の中で、合計で35人が「体験したり、相談されたりして」DV被害を知る」ことになりそうです。しかし、100人のうち65人に

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）「親密な関係における暴力」です。日本では通常、性的関係のある間柄でパートナーに振る暴力を意味します。暴力と言っても殴る蹴る等の身体的なものだけでなく、セックスの強要や避妊に協力しないなどの性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、脅す、侮蔑的な言葉をかけるなどの精神的な暴力、行動を規制する社会的な暴力などがあります。

※2 ジェンダー「社会的、文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のことを言う。

とっては「あなた」も含まれているかも知れません」「DV被害を知る」ことはありません。男性では、100人中30人は加害体験があり、被害体験は約13人、相談する人は1人程度と思われれますから、「DV被害について知る人」は14人。男女合わせ200人中49人。残りの151人、約75%は「DV被害を知らない」、または加害者である人々だということになります。

交通事故や強盗なら「相談しない、訴えない」選択肢は考えにくいですが、DVやレイプなど女性に対する暴力は「相談できない」女性たちがとても、とても多いのです。声が上がらないから、広く社会に知れない、そのために「特殊なこと、個人の問題」だとされてしまう。女性に対する暴力被害の過酷さ複雑さが、サポートの困難さを生むというサイクルがあるように思えます。しかし、それだけではありません。

被害当事者の多くは、シェルターにたどり着く前、家族や友人に相談した際に、実はこんなことを言われています。「ちょっとぐらいの暴力なら女が我慢しなきゃ結婚生活は続かないよ」「亭主を怒らせたあなたが悪い」「嫁に行ったんだから実家に帰ってこようなんて思うな」。被害当事者だけが、人間関係の中で「異質」になってしまっているのがお分かりでしょうか。彼女は彼女を取り巻く人間関係の中で、ただ1人「DVについて知り、逃れたいと考えた」

人なのです。

では、彼女の周囲は、何故「それはDVという暴力だ。我慢しなくていい。あなたが悪いのではない。すぐ、逃げなさい」帰ってきなさい」と言わなかったのでしょうか？暴力の実態を知らなかったからでしょうか？

### ためらわず声を上げられる

#### 社会に

「あなた」に、皆さんに考えていただきたいことはこの点なのです。DV被害に遭った女性たちが、「彼を怒らせたあなたが悪い」と言われるのはなぜなのか。これは、なぜ「女性に対する暴力」は被害者が責められるのか、と言い換えることもできます。DVは性別で被害者の率が偏っている暴力です。被害者は圧倒的に女性が多いです。「女性に振るわれる暴力は容認されやすい」のでしょうか。残念ながらそう言わざるを得ません。「あなた」が男性だとしても女性の立場に立つて考えてみてください。

レイプという犯罪の被害者となった時、ためらわず被害を訴えることができるでしょうか？たくさんの被害当事者が同じことを語っていますが、「自分に隙があったのではないか、誘ったと思われることをしたのではないか」と自分を責めはしないで

しようか。「あなたの服装に問題があったのよ。お酒を飲んだからいけないのよ」と誰かに言われるのではないかと不安になりたくないでしょうか。

法律や制度が極めて不十分であることがかりが訴えない理由ではありません。「被害を受けたほうにも問題がある」と周囲が思いやすいこと、そのことを女性たちは皆知っていること、そのことをさらに被害当事者には過酷なのです。

この構造、多くの人の思い込みを支えているのは、「レイプ（DVも同じですが）の様なひどいことは特別な人しか犯さない犯罪行為だ。めったには起きないことだ。「普通の男性」は女性を襲ったりしないのだ」「女性がしつかりしていれば防げるはずだ」という「神話・偏見」です。実際は、レイプの加害者は8割が「顔見知り」なのです。レイプもDVもごく身近で起きている暴力なのですが、そうは感じられませんか。さらに、ジェンダー※2が女性に振るわれる暴力を助長しています。「女性らしさ」と言われているものはどんなものか。やさしい、我慢強い、受容的、素直等のイメージでしょうか？「何すんだこの野郎！表へ出る」と、加害者を告発するような怒りを持つのは女性の多くにとって通常のことではありません。加害者は、そこにもターゲットを定めているように思えます。

想像してみてください。「あなた」の身

近にもDVに悩んでいる人がいるかもしれない。その人は「このくらい我慢しなくて」と考えているかもしれない。「あなた」が「暴力は身近にある」と知ってさえいてくれたら。そして、「暴力はどんな理由でも振るうほうが悪い」といつも考えてくれてさえいたら。そのことを被害に遭っている女性たちが知っていてくれたら。状況はものすごく変わるはずなのです。被害を受けた時にためらわず声を上げられる社会にしたい。被害当事者を支え、加害者をきちんと処罰することができる社会にしたい。そのためには、全ての皆さんが女性に対する暴力の実態を、真実を知る努力を求められているのではないのでしょうか。

#### 編集後記

■ 今回の特集の内容として取りあげたDV。調査結果を見ると、多くの方のまわりで起きている、とても身近な出来事だとわかり、ビックリしました。私の中にもかたよった考え方があったのではないかと考えさせられました。もし相談してくれる人がいたら、真剣に向きあいたいと思っています。(嶋田 好美)

■ DVの範囲、受けている人の多さに驚きました。今考えると、ママ同士の話でもそれは……と思い当たりますが、私のように話を聞いてもDVと認識できない人は沢山いると思います。まずはもともとと知ってもらう必要があると感じました。(加藤 加代子)

**計画の目的**▶▶ 区は、平成 21 年に「男女共同参画のための品川区行動計画（第 4 次）」を策定し、「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み」を重点施策のひとつとして位置づけました。「品川区配偶者暴力対策基本計画」は、これまでの取組みをふまえ、配偶者暴力対策を体系的かつ計画的に推進するために策定するものです。

**計画期間**▶▶▶▶ 平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間

## 具体的施策

①広報と啓発活動の推進	さまざま機会や手段を通じて、配偶者暴力は人権侵害であることの広報と啓発活動を行います。
②人権教育の推進	暴力は人権尊重の社会を妨げるものであるという認識を深めるとともに被害者も加害者もみださないために、人権教育、男女平等教育の充実を図ります。
①若年層に向けた意識啓発の推進	若年層に向けて、デートDV防止のための意識啓発を行います。
①区民、職務関係者等との連携	区民、職務関係者等に対し、配偶者暴力に関する意識啓発、通報・相談窓口の周知を行い、連携を図ります。
②通報等に対する体制の充実	通報者の情報を秘守するとともに、通報等に速やかに対応できる体制の充実を図ります。
①相談窓口の充実	被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。
②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	外国人、障害者、高齢者など、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。
③相談窓口の周知と情報提供	相談先が分からず被害者が困ることがないように、区の相談窓口だけでなく、警察や東京都等の相談窓口を広く周知します。
④相談環境の安全確保	安心して相談ができるよう、相談場所の環境整備を行うとともに、警察との連携体制を強化します。
①緊急一時保護	被害者の緊急一時保護のために、都の一時保護施設や民間の保護施設と連携をとり、被害者の安全を確保します。
②関係機関との連携	東京都配偶者暴力相談支援センターや警察、学校・保育園等と連携し被害者の安全を確保し、一人ひとりの状況に応じた支援を図ります。
①被害者情報の秘守	加害者の追求が及ばないように、被害者情報の保護を徹底します。
①適切な情報提供	一時保護施設に入所した被害者も含め、自立に必要な情報提供と支援を行います。
②生活保護の相談	生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行います。
③住宅確保のための支援	一時保護施設を退所したり、自宅を離れた被害者に対し、住宅確保のための支援を行います。
④就労に関する情報提供および支援	被害者が早期に自立できるよう、就労に関する情報提供や技術習得の援助などの支援を行います。
⑤健康保険等に関する支援	健康保険や年金等の各種手続きに必要な情報提供と支援を行います。
⑥心身の回復に向けた支援	被害者の心身の回復に向けて、相談やカウンセリングができる機関について情報提供を行います。また、自助グループに対し、場の提供を行います。
①保育・就学等の行政サービスに関する支援	住民票の記載がない場合においても、被害者の子どもが保育園・幼稚園に入園したり、就学できること、また予防接種や定期健診を受けられることなどの情報提供を行います。
②子どもの心のケアへの支援	暴力行為を目撃した子どもの心の傷を回復するため、児童相談所や教育センター等関係機関と連携を図りながら、子どもの心のケアを支援します。
①職員研修の実施	全職員に向けて、配偶者暴力に関する正しい理解と認識すべきことについて研修する機会を設けます。職務関係者には、スキルアップ研修を行い二次被害を防止します。
②相談員等のメンタルヘルス対策	相談員等が代理受傷や、バーンアウト（燃えつき症候群）に陥らないように、相談員等のメンタルヘルス対策に努めます。
①配偶者暴力相談支援センター機能の検討	被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能のあり方および都との役割分担等について検討します。
②「安心しながわネットワーク」の推進	配偶者暴力防止、児童虐待対策、高齢者虐待対策など、区民と協働のもと、暴力防止に向けて総合的に取り組みます。
③関係各課との連携強化	庁内の関係各課と連携を図り、相談から自立に至るまで、切れ目なく総合的に被害者を支援します。
④苦情処理体制の整備	相談や支援について苦情の申し出を受けた場合は、適切かつ速やかに対応するよう努めます。
①関係機関による協議会の設置	配偶者暴力の防止に関わる所管課、警察、医療機関、民間の支援団体、地域住民代表者等の関係機関からなる「(仮称)安心しながわ推進協議会」を設置します。
②広域的な連携	加害者等の追及から逃れるために保護施設への入所、退所が区や都道府県域を超えて行われることから、被害者の支援について地方公共団体間の広域的な連携を円滑に行います。
③民間の支援団体との連携	被害者の自立支援にあたり民間の支援団体と連携しながら取り組みます。
④国、東京都、他区市町村との連携	国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努めます。

# 品川区配偶者暴力対策基本計画を策定しました。

## 施策の体系

### 基本目標

#### 1 暴力の未然防止と早期発見

### 施策目標

- (1) 暴力防止に向けた啓発活動の推進
- (2) 若年層に向けた意識啓発の推進
- (3) 早期発見への取組み

#### 2 被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備

- (1) 相談機能の充実
- (2) 安全確保に向けた体制の整備
- (3) 情報の適切な管理
- (4) 自立に向けた支援体制の整備
- (5) 子どもへの支援体制の整備

#### 3 人材の育成

- (1) 人材育成の推進

#### 4 区の体制整備および関係機関等との連携

- (1) 区の体制の整備と施策の推進
- (2) 関係機関との連携の推進

## 🌸 行動計画推進会議だより 🌸

平成22年12月15日、第3回品川区行動計画推進会議が開催され、部会を置くことが決定されました。諮問事項にあわせ2つの部会を設置しました。これからは各部会で活動していくことになります。

## 🌸 男女共同参画推進フォーラム 2010 報告 🌸

テーマ

### 「心とカラダふれあっていますか？」

親子で パートナーで 仲間でナットク！関係術

**開催日** 平成22年11月20日（土）  
**場所** 品川区立総合区民会館 きゅりあん 小ホール  
**参加者** 200名（大人186名 子供14名）



**講師** 小室 淑恵（株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長）

日本社会の中で今何故「ワーク・ライフバランス」が必要なのか。長時間労働の実態、その結果若い人にとっても健康を維持する時間や学びの時間も取れず、個人も企業も疲弊している。そこから脱却するために、周りを巻き込んで自分の職場と家庭を変えていくためのワーク・ライフバランスを職場編、家庭編に分けて具体的な実践方法を含めてお話いただきました。

ワーク・ライフバランスとは、実はワークとライフ、この2つのバランスをとるという関係ではなく、相乗効果の関係（ワークライフシナジー）があり、私生活が潤うことで、身心共に健康で人脈も潤う。だからアイデアも湧いて効率的な仕事につながるということを、小室さんのご家庭のエピソードもご紹介いただき、楽しくナットクしました。

### 参加者の感想 .....

- これからの時代における夫としての役割を見直すことができました。（20代男性）
- 私自身営業職で入社3年目、同期が結婚を選びやめていく一方で、仕事での更なる向上心をもちつつ、不安と葛藤を覚える毎日ではありますが、今日の講演をきいてとても勉強になりました。（20代女性）
- 私は今専業主婦ですが、働きたい意欲が最近湧いて来て、それを夫にどう説明すればいいか悩んでいました。プレゼンテーション能力を磨いてがんばります。（30代女性）
- Win Winの関係というか、仕事と家庭もうまくいく方法を少しずつ模索していこうと思いました。（30代女性）
- 自分だけかわるのではなく、まわりを巻きこんでとおっしゃったのは何事にも言えることです。大変興味深くてよかった。帰宅したら子供達に話します。（60代女性）

フォーラム2010  
企画運営委員



公募による委員が企画運営をしました。

## 夫など、パートナーからの暴力に悩んでいませんか？

東京都は「配偶者暴力相談支援センター」を東京ウィメンズプラザおよび東京都女性相談センターに設置し、相談窓口を設けています。また、身の危険を感じて緊急避難したいときは最寄の警察署に駆け込んでください。警察署が保護してくれます。

詳しいことは、品川区男女共同参画センターへ

一人で悩んでいないで、今すぐご相談ください

品川区男女共同参画センター	TEL 5479-4104
東京ウィメンズプラザ	TEL 5467-2455
東京都女性相談センター	TEL 5261-3110

最寄りの警察署

品川警察署	TEL 3450-0110
大崎警察署	TEL 3494-0110
大井警察署	TEL 3778-0110
荏原警察署	TEL 3781-0110
東京湾岸警察署	TEL 3570-0110

❗ 緊急のときは（身の危険を感じたら）

警察 ..... 110番（事件発生時）

## ■資格ちょっぴり入門講座

再就職を目指している方、新しいことにチャレンジしようとしている方を対象に、仕事の内容と資格取得の方法についてお話をいただきました。

### ①社会保険労務士（11月2日参加者28名）

講師**家村啓三**（社会保険労務士）出産退職後、社労士の勉強を始め、みごと試験に合格し勤務しているママさん社労士の受験体験談を真剣に聞きました。立ち止らず、継続して勉強することが大切です。



### ②介護福祉関連（11月9日参加者19名）

講師**須永誠**（東京都社会福祉協議会特別研究員）高齢者介護を中心に、介護の仕事の歴史や、介護をめぐる諸環境についてもお話いただき、すでに資格を持っている方もさらにスキルアップしたいと意欲を燃やしていました。



### ③カラー関連（11月16日参加者37名）

講師**都外川八恵**（カラーコーディネーター）カラー関連の検定の種類の多さに驚きました。カラーの持つ魅力にふれ、たくさんのテキストの紹介もいただき、受験意欲がわいた方も多かったようです。



## ■ワーク・ライフ・バランス講座（1月27日・2月8日 参加者延27名）

### 講師 **奥田 弘美**（精神科医）

1日目の「フルコースウーマン人生を楽しむために」では、まず参加者の皆さんが理想とするフルコース人生設計図を想像して描くことから、また2日目の「心のストレス・デトックス」では、「ココロの毒たまり度チェック」から始まりました。「心の充電機」を基に、消費エネルギー（ストレス）より心の充電エネルギーが上回っている状態にしておくことや、マイストレスサインのチェック、心のエネルギーの素である食、睡眠のコツも学びました。講師は、セルフサポートコーチングで健康、仕事、プライベート、お金、人間関係の5つをバランスよく充電し、自分にあったワークライフバランスを実現させてタフでいきいきとした人生を送りましょと呼びかけました。



## ■より豊かな人生のためのマネープラン（2月1日・8日 参加者延32名）

### 講師 **奥村 彰太郎**（ファイナンシャルプランナー）

まず、これからの人生を誰とどう生きていくのか、人生の中での色々な役割（仕事・学び・余暇・家族・地域等）を考えながら、ライフプランシートを作成し、そのために必要なマネープランのつくり方を学びました。また、貯蓄と保険の違い、必要保険額の計算例、金融商品の特徴などを説明していただき、普段からの疑問が解けたと感想をいただきました。

## ■今考えよう！女性と暴力

### ①パートナー・恋人など親密な関係にある人からの暴力について（2月15日 参加者8名）

#### 講師 **遠藤 智子**（NPO法人全国女性シェルターネット事務局長）

DVに関する国外の動きも見ながら、日本で2001年に制定（04、07改正）されたDV法の骨子を確認しました。DVとはどういうことなのか？加害者はどんな人なのか、被害者がいかに過酷な状況におかれているのかを知り、DV被害当事者支援の大切さを痛感しました。

### ②女性のための護身術（2月25日・3月2日 参加者延24名）

#### 講師 **橋本 明子**（WEN-DOインストラクター）

WEN-DO（ウエンドー）は、カナダで開発された、女性のためのセルフディフェンス（自己防衛）プログラムです。何が危険なのかに気付き、自分に危害を加えようとしている相手から、一刻も早く、一歩でも遠くへ逃げるのが基本ですが、それでも危ない時に、弱い女性の力でも様々な工夫で効果的な力の出し方ができることを学びました。大きな声の出し方、安全なこぶしの作り方、手首をつかまれた時など、実際に体を動かして体験しました。そして、自分自身の中に自分を護る心と身体の力があることに気付かせてもらいました。



## 講座のお知らせ

### 身近な法律問題

講師 亀井 時子（法テラス東京地方事務所副所長・弁護士）  
 開催日 5月25日（水）  
 時間 午後1時30分～3時30分

### 起業家入門セミナー

講師 大江 栄（品川区立武蔵小山創業支援センター長）  
 開催日 6月2日・9日・23日 3回（毎週木曜日）  
 時間 午後6時30分～8時30分

会場 品川区立総合区民会館さゆりあん4階第2特別講習室  
 問合せ先 男女共同参画センター TEL 5479-4104 FAX 5479-4111

定員 30名 託児あり  
 広報 4月21日号

男女共同参画推進登録団体紹介3 まほろば文学会 代表 小林 博子

“まほろば” ちょっと聞きなれないこの美しい響きの四文字は、古事記の文頭の一節「大和は国の真秀ろば置なづく青垣山籠れる大和しうるはし」から会員の一人が名付けた私たち古典文学のグループの名前なのです。

今から遡ること約40年前、昭和48年秋のこと、品川区の社会教育主催による文学講座「万葉集」を受講したメンバーから継続学習の希望があり、当時の私は品川区の社会教育に首をつっこみ、がむしゃらに「教育の問題」「心理学」「講座の企画」「自主グループ」と懸命に自己学習を重ねていた関係で、会の自主グループとしての手続き、会則作りに一役かったのが元で会の代表に選ばれることになりました。

生涯教育の場として豊かに美しく年輪を刻んで行き女性の地位確立と向上を目ざしても、社会性に欠けていることの多い婦人のグループ活動は、当時長続きせず、長くても3年位で消えて行く現実を目の当りにしている私は、何とかこの会をより良く運営していく為に幾つかの約束事をきめ会員に確認しました。

当初は主に“歴史と文学”を中心に月2回品川文化会館で“古事記”と“万葉集”を読み、その後“伊勢物語”“方丈記”“徒然草”“源氏”“枕草子”“更科日記”と読み進んでいく中で作品を通して中世と現代との共通する部分、その時代背景と作者の思想にふれ、昔の女性の感性や人生観などをさぐりながら現代の自分とどう関り、向い合えばよいのかと考え、文学作品本来の読み方とまったく違った角度からとらえると云う二面性を楽しんでいる内に個々の会員の意識を高める内容に変わっていきました。単に“雅”の世界だけでなく、更級日記には、一般の人達が教養を身につけるべく又、様々な人々をも対象に文化がどのように変わって行ったかを書かれているなど面白い発見もありました。5年、10年、20年の節目に国学院大学の高崎教授や小林教授の公開講座も開きました。年に一度、その時の作品の地を一泊研修として旅に出たり、その土地がらの女性の生き方等も興味深いものがありました。

会員の中には、始め、会に出掛けることすらむずかしく、仲間がお互い励まし合って力づけ、意識の向上を計り、一人になっても自立して元気に学習し親睦を交わし、生涯学習の場で生き生きと学習を続け、気がついたら40年近くの歳月が過ぎていました。荒涼とした今の世の中だからこそ、中世文学の世界にロマンを求め心のリフレッシュをしています。



まほろば文学会一泊研修旅行

男女共同参画センターからのお知らせ

女性のための相談室

心や、生き方の悩み、  
家庭のことで困っていること、  
また、法律に関係することや離婚、金銭トラブルなど、  
お気軽にご相談ください。  
(男性もご利用ください)

電話相談

カウンセラーによる電話相談  
毎週木曜日 午前10時～午後4時  
(ただし、木曜日が祝日の場合はお休みとなります)  
正午～午後1時後は休憩時間のため、対応できないことがあります。

専用電話 5479-4105

面接相談 無料・予約制 予約電話 5479-4104

	相談時間	4月	5月	6月	7月
弁 護 士	午後1時～4時	6日(水)	11日(水)	1日(水)	6日(水)
	午後1時～4時	12日(火)	10日(火)	14日(火)	12日(火)
	午後5時30分～8時	18日(月)	16日(月)	20日(月)	25日(月)
カウンセラー	午後1時～4時	22日(金)	27日(金)	24日(金)	22日(金)
DV相談	午後1時～4時	8日(金)	13日(金)	10日(金)	8日(金)
	午後5時30分～8時30分	27日(水)	25日(水)	22日(水)	27日(水)

※法律相談は弁護士に、心・暮らしなどの悩みことはカウンセラーにご相談ください。  
☆4月からDV相談を始めます。(予約制です)

男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の推進を目的とする活動や学習のために、会議室と交流室を用意しております。利用は無料です。  
◇交流室 14席 (個人やグループの交流の場としてご利用ください。)  
◇会議室 20席 (利用する場合は、あらかじめ団体登録が必要です。詳しくは男女共同参画センターにお問い合わせください。)  
閲覧室では、女性問題に関する図書・雑誌・資料等が閲覧できます。貸出もしています。一人1回につき、3冊まで、3週間借りられます。借りたい方は登録をしてください。登録には住所と氏名の確認できるものが必要です。  
(閲覧室のご利用と図書の貸出手続きは月曜から金曜日の午前9時～午後5時)